

第5章 計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 本市各部署の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策の指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部署が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

2. 関係機関・団体等との連携

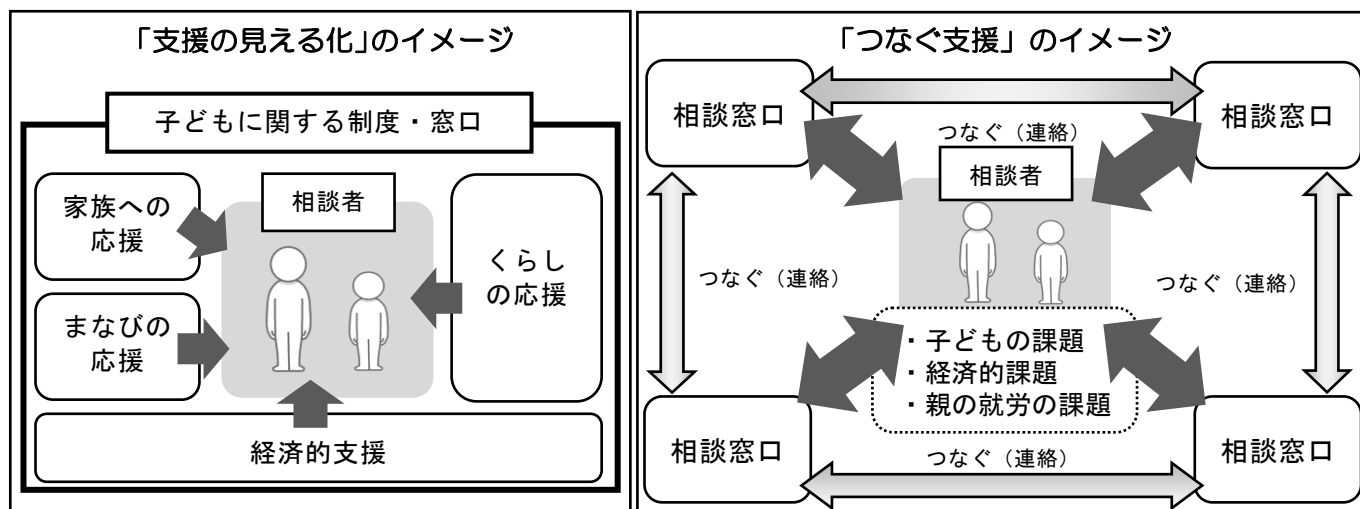
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

3. 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで受けられるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部署の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図：「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



4. 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子ども同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

図：子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

妊娠期～就学前	小学校期	中学校期	中学校卒業以降
育児支援すくすく教室事業	留守家庭児童育成事業		インターンシップ体験活動
保育所地域活動事業	すこやかテレホン事業		ひきこもり等子ども・若者支援事業
子育て短期支援事業(ショートステイ)	小中学校における体験学習(職場体験等)		
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	学びのトライアル事業		
子育てサークルへの支援	スクールカウンセラーの配置		
地域子育て支援センター事業	スクールソーシャルワーカーの配置		
つどいの広場事業	不登校総合対策事業		
乳幼児家庭全戸訪問事業	教育支援センター事業		
地域子育て応援団事業	教育相談・発達相談(教育センター)		
ティーンズママの会	就学援助制度		
幼稚園就園奨励費補助	東大阪市特別支援教育就学奨励費		
保育料減免	愛ガード運動推進事業		
乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査		学習支援事業	
ブックスタート事業		キャリア教育推進事業	
乳児一般・後期健康診査		東大阪市奨学金制度	
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	
保健師家庭訪問事業	児童相談事業(学校生活等に関する相談)		
	スクールサポーターの配置		
	子ども医療費助成事業		
	早寝・早起き・朝ごはん運動		
	東大阪市立障害児者支援センターレビラ		
	子育て支援電話相談事業		
	児童家庭相談事業		
	児童手当事業		
	児童扶養手当事業		
	ひとり親家庭医療費の助成		

5. 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイトに掲載することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

6. 子どもの生活実態に関する調査研究等

子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけではなく、さまざまな視点で分析するための調査研究を継続して実施します。

7. 子どもの居場所づくり

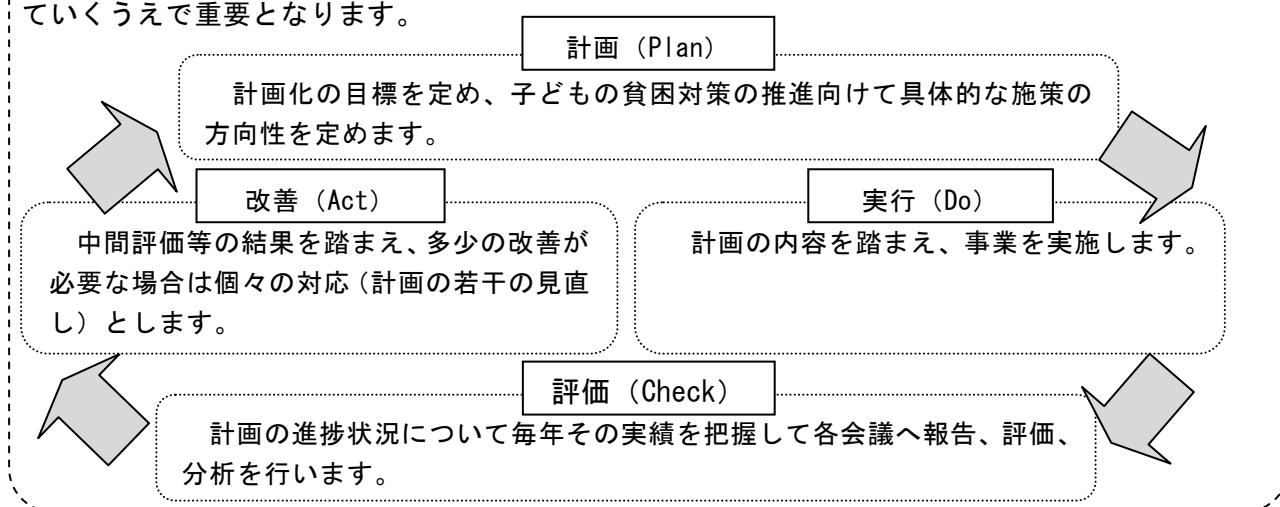
子どもたちは家族や友人、地域の人々の関わりの中で自己有用感・自己肯定感を育んでいます。また、子どもたちが自分の思いを表現し周囲から認められる経験を重ねていくことで、自らを大切に自由な生きいきと過ごすことができます。一方で、放課後をひとりで過ごす子どもや休日に親と過ごす時間が短い子どももいることから、子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもが安心してのびのびと過ごすことができる居場所づくりが必要です。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

8. 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



9. 計画の効果的な運用

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

東大阪市子どもの未来応援プラン策定について（意見具申）

平成29年度社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮問された「東大阪市子どもの未来応援プラン」について、計画の策定、推進にあたっては下記の事項に留意いただき、取り組みを進めていただきたい。

記

- 1 本市の子どもを取り巻く環境を把握するために実施した、子どもの生活実態調査の結果を踏まえて計画を策定いただいたが、調査結果のみならず、結果には反映されない潜在的な現状も読み取り施策を推進していただきたい。
- 2 「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」の理念に基づき、今後、「子どもが参画する施策の推進」に視点を置いて施策を推進していただきたい。
- 3 複合的な問題への対応として、施策体系にある制度・取り組みが単体で終わることのないように、必要な制度・取り組みへと「つなぐ支援」を推進していただきたい。
- 4 子どもに関する問題の解決には複合的な問題に対応する必要があるため、市のさまざまな事業をマネジメントする責任ある部署を立ち上げて取り組む必要があると考える。体制については、今後も検討していただきたい。

平成30年 2月13日

社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
会長 中川 千恵美

